

令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）するめいか
TAC（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 2 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 令和 8 管理年度においては暫定的に、本資源に係る TAC 管理開始後の最大の漁獲実績、当該年の資源量及び直近の平均資源量に基づき漁獲を管理する。
- ② 具体的には、以下のア及びイに掲げる合計値に 0.6 を乗じた値を我が国の生物学的許容漁獲量とし、TAC は当該値を超えない量とする。

ア 秋季発生系群

TAC 管理開始後漁獲量が最も多かった平成 18 年（2006 年）の漁獲量に令和 5 年（2023 年）から令和 7 年（2025 年）までの資源量の平均値を乗じ、平成 18 年（2006 年）の資源量で除した値

イ 冬季発生系群

TAC 管理開始後漁獲量が最も多かった平成 12 年（2000 年）の漁獲量に令和 5 年（2023 年）から令和 7 年（2025 年）までの資源量の平均値を乗じ、平成 12 年（2000 年）の資源量で除した値

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
するめいか	68,400 トン

（3）なお、令和 9 管理年度以降の漁獲シナリオ等については、令和 8 年にステークホルダーアンケートを開催し、議論する。

（参考 1）別紙 2-12 の資源管理の目標

するめいか秋季発生系群

- (1) 目標管理基準値：255 千トン（MSY を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：123 千トン（MSY の 80% を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：123 千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：9 千トン（MSY の 10% が得られる親魚量）

するめいか冬季発生系群

- (1) 目標管理基準値：255 千トン（M S Y を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：145 千トン（M S Y の 85%を達成するために必要な親魚量）
- (3) 暫定管理基準値：145 千トン（限界管理基準値と同値）
- (4) 禁漁水準値：16 千トン（M S Y の 15%が得られる親魚量）

(参考 2) するめいか T A C の推移

単位：トン

特定水産資源	R8 (2026) 管理年度	R7(2025) 管理年度	R6(2024) 管理年度	R5(2023) 管理年度	R4(2022) 管理年度
するめいか	68, 400	19, 200 (25, 800) (27, 600)	79, 200	79, 200	79, 200

(参考 3) するめいかの漁獲実績

単位：トン

特定水産資源	R6(2024) 管理年度	R5(2023) 管理年度	R4(2022) 管理年度	R3(2021) 管理年度	R2(2020) 管理年度
するめいか	17, 997	15, 705	24, 083	26, 915	36, 304

2 配分（案）

- (1) T A C の超過リスク等を考慮して定める国の留保は 200 トンとする。
- (2) T A C から 200 トンを除いた分について、過去 3 か年（令和 3 年から令和 5 年まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率等に基づいて配分量（以下「算出配分量」という。）を算出する。
- (3) 算出配分量は別紙のとおり。
- (4) 大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に（2）に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に残しておくことができる。
- (5) 令和 7 管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和 8 管理年度の当該管理区分から差し引く数量（2 月 4 日時点では未確定）は、令和 8 管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、過去 3 か年（令和 3 年から令和 5 年まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率に応じて「数量明示」の道県に配分する。

3 その他

(1) 以下の要件をいずれも満たす令和7管理年度における「現行水準」の府県（青森県、岩手県、宮城県）については、資源管理基本方針に基づき、管理上必要であるとして、令和8管理年度、配分数量を明示する。

<要件1>

令和7管理年度の漁獲量が、目安数量の二倍を超えている。

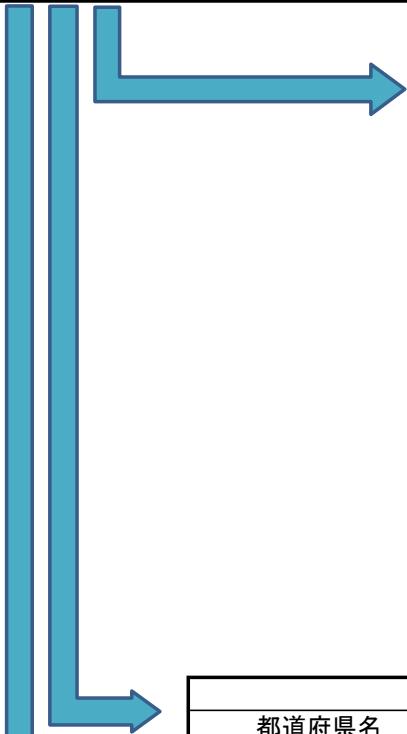
<要件2>

令和7管理年度の漁獲量が、700トン（「数量明示」の道県で最小の富山県の当初配分数量）を超過している。

(2) 長崎県については、資源管理基本方針に基づき、当該県の希望により、令和8管理年度、配分数量を明示する。

令和8管理年度するめいかTACの設定及び算出配分量について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
するめいか	68,400



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	17,300
大中型まき網漁業	2,300
大臣許可いか釣り漁業	10,200
小型するめいか釣り漁業 (4月から9月まで)	
小型するめいか釣り漁業 (10月から翌年3月まで)	15,000

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	6,600	秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、現行水準とする。
青森県	1,700	
岩手県	1,100	
宮城県	600	
富山県	3,800	
長崎県	3,100	



留保(トン)	
200	

- 1 大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に残しておくことができる。
- 2 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量(2月4日時点では未確定)は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、過去3か年(令和3年から令和5年まで)の漁獲実績の平均値に基づく比率に応じて「数量明示」の道県に配分する。